

**昭島市安全・安心まちづくり
防犯推進計画
(素案)**

令和7年11月

昭島市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画とSDGsとの関係性	3
第2章 これまでの主な取り組み	4
1 安全・安心まちづくり施策の主な取組	4
第3章 犯罪等の状況	5
1 東京都の状況	5
2 昭島市の状況	8
第4章 基本目標と基本方針	11
1 基本目標	11
2 基本方針	11
第5章 施策体系	12
1 施策体系	12
第6章 施策取組	13
1 防犯意識の高揚を図るための活動	13
2 学校・通学路等における子どもの安全確保	14
3 防犯の視点を取り入れた環境づくり	15
4 犯罪抑止対策	16
第7章 計画の推進	17
1 計画の推進に向けた各主体の役割等	17
2 計画の推進体制	17
資料編	18
1 昭島市安全・安心まちづくり条例	18
2 昭島市安全・安心まちづくり推進協議会要綱	20

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

昭島市では、平成16年7月に施行した「昭島市安全・安心まちづくり条例」に基づき、「昭島市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置するとともに、昭島市防犯推進計画を策定し、警察、防犯協会、市民、事業者、学校関係者などが連携を図る中で、安全で安心して生活できるまちの実現に向けた取り組みを進めてきました。

市内の刑法犯認知件数は、平成27年以降減少傾向が続き令和4年には492件となりましたが、令和5年からは増加に転じました。特に、自転車盗やオートバイ盗、侵入窃盗、車上ねらいなど、市民に身近な日常生活に係る犯罪被害が発生しています。

また、都内においても子どもや女性を対象とした不審な声かけやわいせつ事件、高齢者などを対象とした特殊詐欺事件等、社会的に弱い立場の方々が、犯罪者に狙われる被害も依然後を絶たず、市民の不安感が高まっています。

このような状況の中、市民が安全で安心して暮らすためには、犯罪が発生する背景や原因に目を向け、犯罪を抑止する機能を充実・強化していくことが必要です。市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を持ち、市民、自治会、事業者、防犯団体、警察、行政などがそれぞれの責任を果たしながら連携し、安全・安心な地域社会の実現に向けて行動していく必要があります。

本市では、平成26年9月に策定した「昭島市防犯推進計画」に基づき、安全・安心なまちづくりに関する各種取組を推進してきましたが、同計画の策定から11年が経過していることや社会情勢の変化に対応した防犯の取組が必要なことから、現在、直面する課題に対応し、犯罪を発生させにくい地域環境づくりを一層前進させることを目的として、新たに「昭島市安全・安心まちづくり防犯推進計画」を策定します。

刑法犯認知件数とは

刑法犯認知件数とは「刑法」に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数をいいます。

具体的な内容としては、刑法犯認知件数の多くが窃盗（路上強盗、ひったくり、オートバイ盗、自転車盗、侵入窃盗等）であり、それ以外の刑法犯には、殺人、強盗、放火、不同意性交等、暴行、傷害、脅迫、恐喝等があります。

2 計画の位置付け

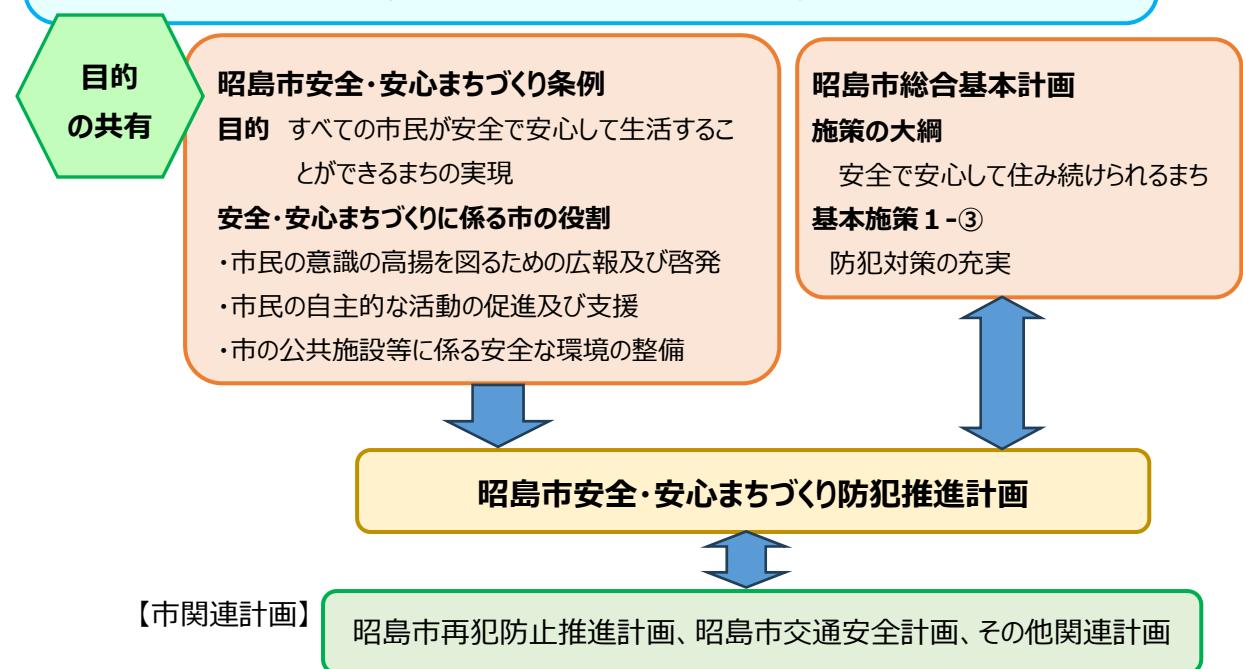
本計画は、昭島市安全・安心まちづくり条例を根拠とし、東京都安全安心まちづくり条例の目的の共有を図るとともに、昭島市総合基本計画（令和4年度～令和13年度）との整合を図り、市の安全・安心まちづくり分野における具体的実行計画として策定します。

東京都安全安心まちづくり条例

目的 安全安心なまちづくりを推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現

都の責務

- ・区市町村及び都民等と連携、協力し、安全安心まちづくりに関する総合的な施策を実施する。
- ・区市町村の安全安心まちづくりに関する計画の策定及び施策の実施並びに都民等の安全安心まちづくりに関する活動に対し、情報の提供、助言その他必要な支援及び協力をを行うよう努める。



3 計画の期間

本計画の期間は、昭島市総合基本計画との整合を図るため、令和8年度から令和13年度までの6か年とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化などにより計画を取り巻く状況が大幅に変化した場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画名称	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
総合基本計画										
	総合基本計画					後期計画				
安全・安心まちづくり 推進計画										
	防犯推進計画				安全・安心まちづくり防犯推進計画					

4 計画のSDGsとの関係性

SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画に定める施策を推進することにより、SDGsに掲げられた関連するゴール達成への寄与を図ります。



【関連する目標】

 11 住み続けられるまちづくりを	⑤ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図る。
 16 平和と公正をすべての人に	⑯平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。

第2章 これまでの主な取組

1 安全・安心なまちづくり施策の主な取組

(1) 防犯意識高揚の広報・啓発活動の推進

昭島警察署及び昭島防犯協会などと協力し、特殊詐欺被害等の啓発キャンペーン時などに犯罪発生情報や防犯対策に関するパンフレット等の配布や呼びかけを行うなど、市民の防犯意識高揚を高める活動を行っています。

(2) 防犯パトロール

犯罪の抑止を図るとともに、防犯の啓発を推進するため、青色回転灯を装備した広報車を利用して、防犯パトロールを実施しています。

また、地域における防犯活動の推進を図るため、防犯パトロールを実施する団体へ青色回転灯を装備した広報車を貸し出し、防犯パトロールを実施しています。

(3) 街頭防犯カメラの設置

昭島市では、平成24年度以降、市域内の各駅周辺地域に街頭防犯カメラを設置し、犯罪の抑止及び犯罪等の発生時における証拠映像の迅速な提供に努めています。

また、令和7年度より市内の一部の公園内に街頭防犯カメラ設置し、地域の防犯力向上や更なる犯罪の抑止に努めます。

(4) 子どもの安全対策

児童・生徒が日常的に通学等に利用している通学路を中心に、見守り活動のボランティアである通学路安全連絡員や警察官OBをスクールガード・リーダーとして配置し、登下校時の見守り活動などを行っています。

また、地域の見守り活動を補完するとともに、犯罪等を抑止することを目的として、小学校の通学路に防犯カメラを設置しています。

(5) 特殊詐欺等重点犯罪対策

特殊詐欺とは、被害者に電話などで対面することなく信用させ、指定した口座への振込み等の方法により不特定多数の者から現金等を騙し取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺等を含む。）の総称です。

昭島警察署や昭島防犯協会とも連携し、特殊詐欺被害防止等の啓発キャンペーンなどを通じて特殊詐欺被害防止用リーフレットや防犯対策に関する資料などを配布し、広報啓発活動を実施しています。

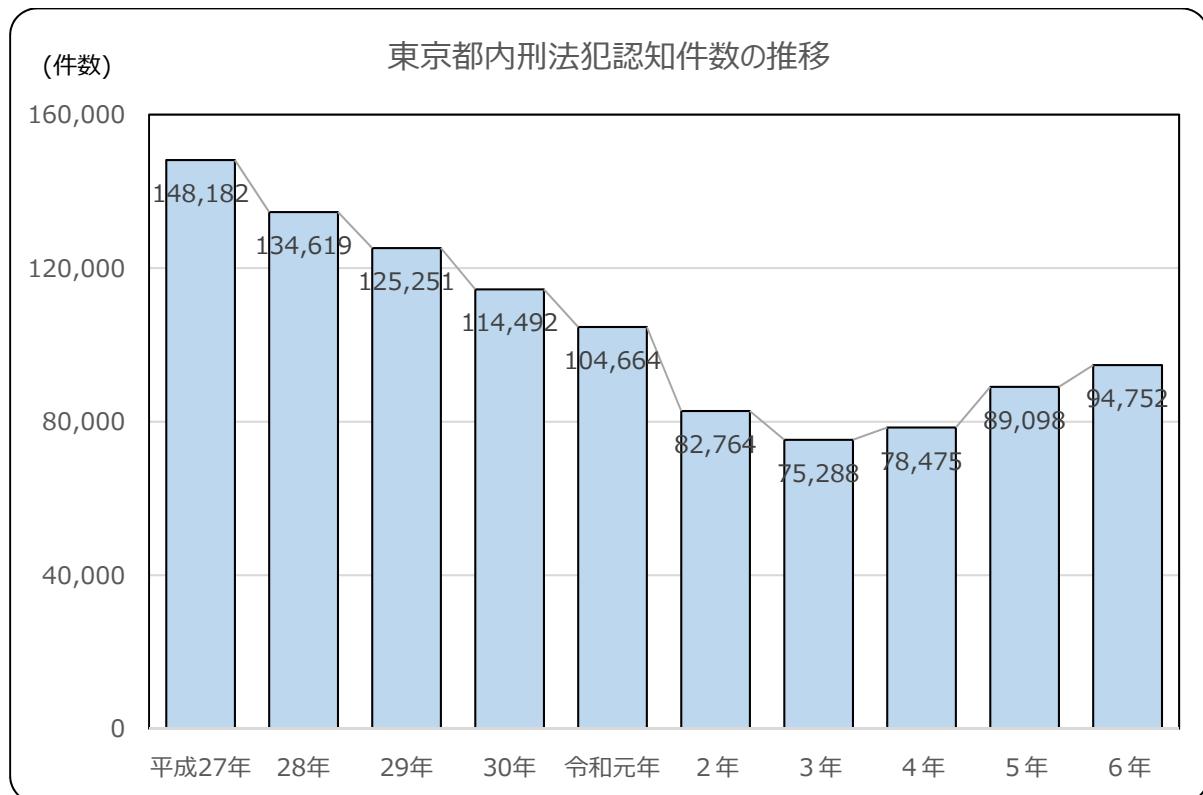
また、電話機の通話記録を自動録音することができる自動通話録音機を昭島警察署と連携し、65歳以上の方がいる世帯に無償貸与し、犯罪被害の未然防止に努めています。

第3章 犯罪等の状況

1 東京都の状況

(1) 刑法犯認知件数

都内における刑法犯認知件数は、平成27年以降減少傾向にありましたが、令和3年の75,288件より増加に転じています。



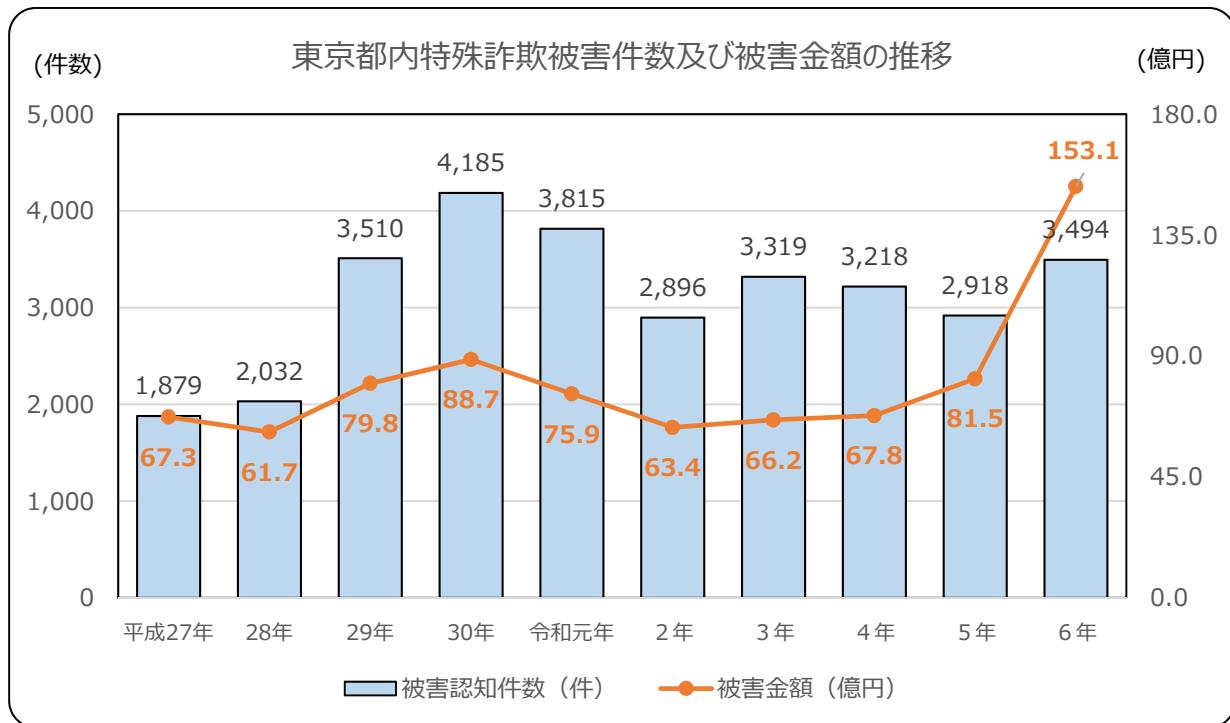
東京都内刑法犯認知件数の内訳

区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	認知件数	割合								
窃盗犯	55,226	66.7%	48,220	64.0%	51,231	65.3%	59,888	67.2%	61,940	65.4%
粗暴犯	6,461	7.8%	6,154	8.2%	6,875	8.8%	7,370	8.3%	7,936	8.4%
知能犯	6,294	7.6%	8,179	10.9%	7,468	9.5%	7,336	8.2%	8,695	9.2%
風俗犯	764	0.9%	754	1.0%	860	1.1%	1,425	1.6%	2,513	2.6%
凶悪犯	669	0.8%	611	0.8%	629	0.8%	768	0.9%	1,025	1.1%
その他	13,350	16.2%	11,370	15.1%	11,412	14.5%	12,311	13.8%	12,643	13.3%
合計	82,764	100.0%	75,288	100.0%	78,475	100.0%	89,098	100.0%	94,752	100.0%

【出典：警視庁資料】

(2) 特殊詐欺の被害件数及び被害金額

都内における令和6年の特殊詐欺被害は、認知件数3,494件、被害額は約153億1千万円で、前年に比べ576件増加とともに、被害額も約71億6千万円増加しています。



東京都内特殊詐欺認知件数及び被害額の内訳

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
オレオレ詐欺	566	815	883	819	1,566
預貯金詐欺	678	777	618	658	362
架空料金請求詐欺	159	164	126	449	468
還付金詐欺	700	891	844	588	782
キャッシュカード詐欺	740	652	730	347	249
その他	53	20	17	57	67
合計	2,896	3,319	3,218	2,918	3,494
被害額	63.4億円	66.2億円	67.8億円	81.5億円	153.1億円

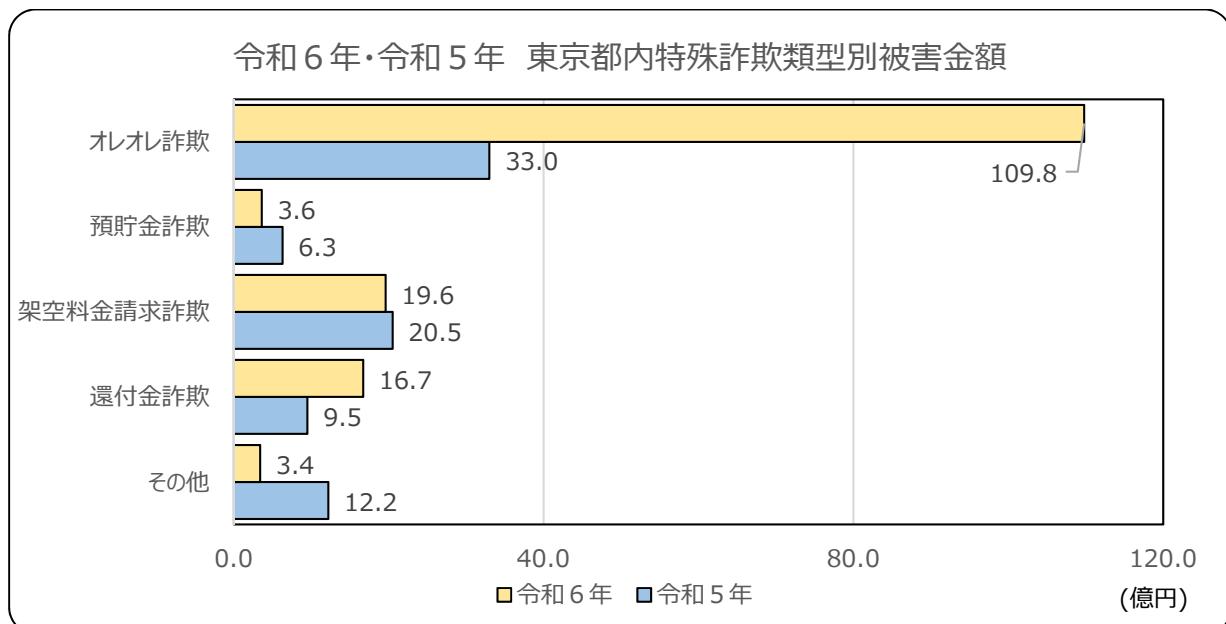
【出典：警視庁資料】

【主な特殊詐欺の手口】

類型	説明
オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る詐欺
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪で利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード、預貯金通帳等をだまし取る詐欺
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る詐欺
還付金詐欺	税金還付等に必要な手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺又は詐欺
キャッシュカード詐欺	警察官や銀行協会、百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で隙を見て同カード等を榨取する詐欺

(3) 特殊詐欺類型別被害金額

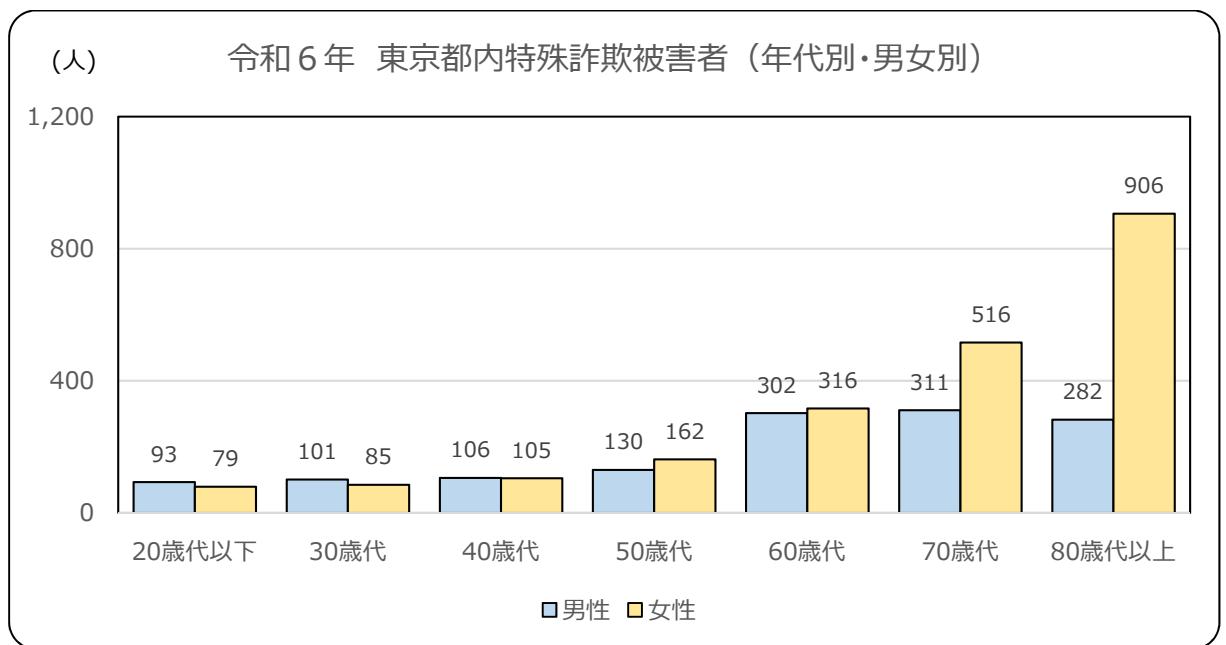
令和6年の特殊詐欺被害金額と令和5年の被害金額を比較すると、71億6千万円増加しています。また、令和6年における特殊詐欺の類型別被害金額は、オレオレ詐欺の被害金額（109億8千万円）が全体（153億1千万円）の7割を占めています。



【出典：警視庁資料】

(4) 特殊詐欺被害者（年代別・男女別）

令和6年における被害者の割合は、70歳代以上が2,015人となっており、全体（3,494人）の約6割を占めています。また、男性、女性別での被害者の割合は、女性が2,169人となっており、全体の約6割を占めています。

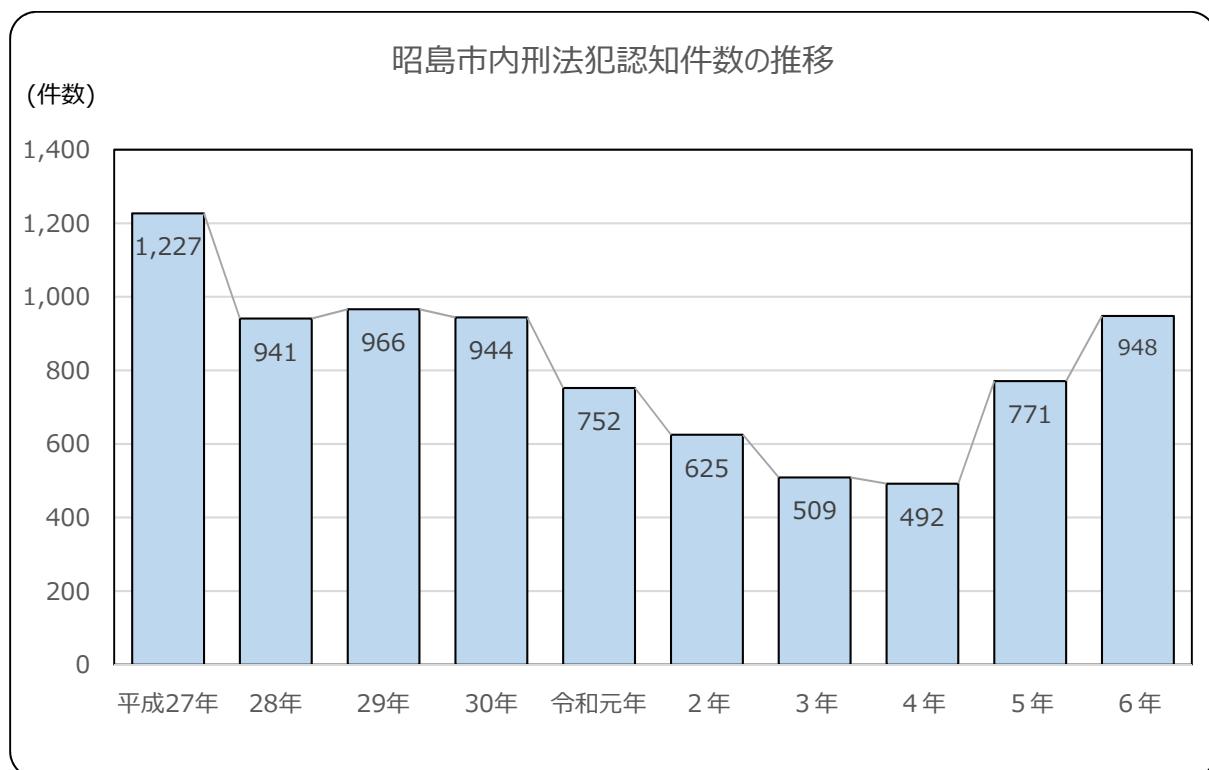


【出典：警視庁資料】

2 昭島市の状況

(1) 刑法犯認知件数

昭島市内における刑法犯認知件数は、平成27年以降減少傾向にありましたが、令和4年の492件より増加に転じています。



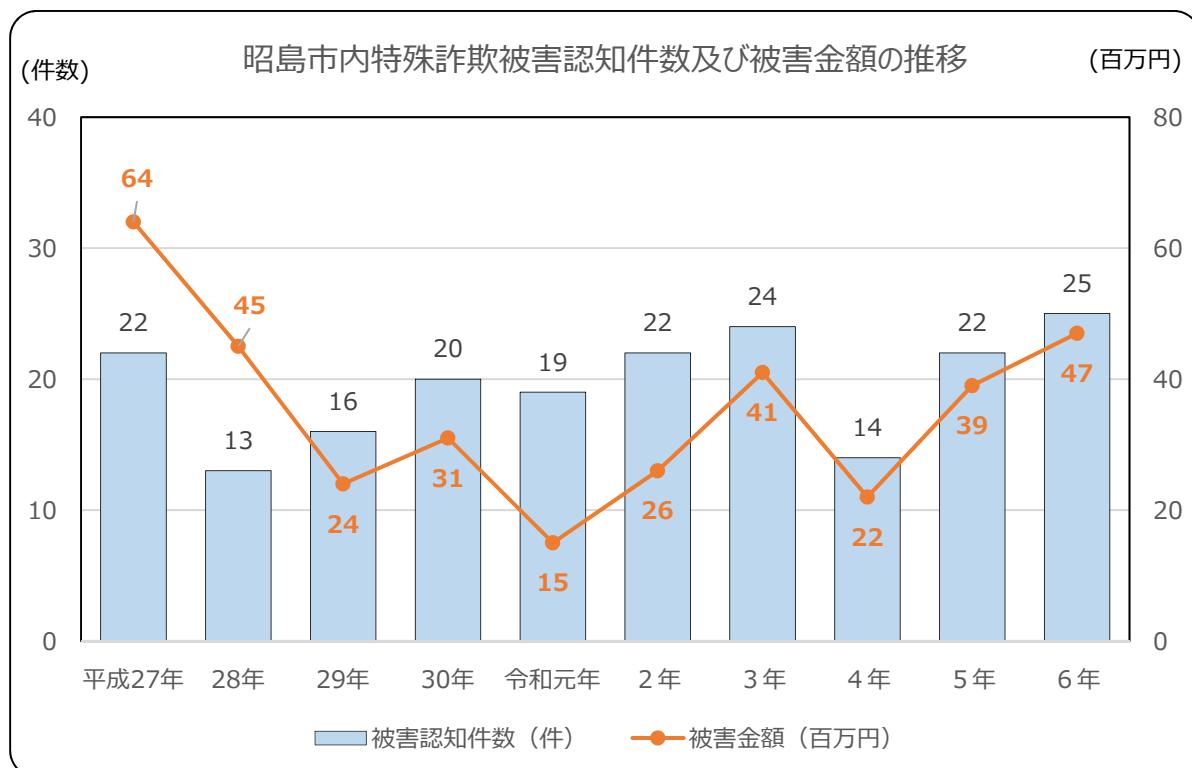
昭島市内刑法犯認知（発生）件数の内訳

区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	認知件数	割合								
窃盗犯	437	70.0%	354	69.5%	343	69.7%	557	72.2%	732	77.2%
粗暴犯	39	6.2%	38	7.5%	51	10.4%	38	4.9%	37	3.9%
凶悪犯	2	0.3%	7	1.4%	3	0.6%	4	0.5%	8	0.9%
詐欺	28	4.5%	29	5.7%	15	3.0%	35	4.6%	43	4.5%
その他	119	19.0%	81	15.9%	80	16.3%	137	17.8%	128	13.5%
合計	625	100.0%	509	100.0%	492	100.0%	771	100.0%	948	100.0%

【出典：警視庁資料】

(2) 特殊詐欺の被害件数及び被害金額

昭島市内における令和6年の特殊詐欺被害は、認知件数25件、被害額は約4,710万円で、前年に比べ3件増加とともに、被害額も約840万円増加しています。



昭島市内特殊詐欺認知件数の内訳及び被害金額

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
オレオレ詐欺	2	6	5	7	8
預貯金詐欺	5	7	1	3	3
架空料金請求詐欺	0	0	1	1	3
還付金詐欺	0	3	1	5	7
キャッシュカード詐欺盗	15	8	5	6	4
その他	0	0	1	0	0
合計	22	24	14	22	25
被害額	2,600万円	4,148万円	2,164万円	3,870万円	4,710万円

【出典：警視庁資料】

(3) 地域別刑法犯認知件数

昭島市内における令和6年の地域別刑法犯認知件数は、商業施設が所在している地域などは、自転車盗などの窃盗犯が多い状況となっています。

令和6年 昭島市内地域別刑法犯認知件数

町名	人口	窃盗犯	うち自転車盗	粗暴犯	凶悪犯	詐欺	その他	合計
朝日町	5,820人	35	32	2		3	5	45
東町	4,089人	14	2	1	2	1	3	21
大神町	4,669人	13	9	2		1	3	19
郷地町	3,761人	5			1	1	3	10
昭和町	4,838人	42	33	2		5	7	56
上川原町	3,184人	6	5	1		3	5	15
田中町	6,639人	42	29	2	1	4	10	59
玉川町	7,349人	29	12	3		3		35
つつじが丘	5,138人	45	19	1		1	10	57
中神町	3,998人	13	5			4	2	19
拝島町	6,652人	63	28	6		3	11	83
福島町	4,510人	7	4	1		1	2	11
松原町	8,865人	67	46	3		2	15	87
緑町	11,284人	45	30	3	1	1	9	59
美堀町	7,944人	51	39	2	1	2	5	61
宮沢町	4,733人	15	9		1	1	3	20
武蔵野	4,416人	15	5	2		1	9	27
もくせいの杜	1,747人	2					4	6
代官山	1,105人	165	101				9	174
住居表示地区計	100,741人	674	408	31	7	37	115	864
大神町	0人							
築地町	317人							
中神町	9,300人	31	19	3	1	5	10	50
福島町	1,059人	8	8	2		1	1	12
宮沢町	4,174人	19	7	1			2	22
住居表示未実施地区計	14,850人	58	34	6	1	6	13	84
合計	115,591人	732	442	37	8	43	128	948

【出典：警視庁資料】

※人口は、令和6年12月1日時点。また、住居表示地区の丁目の記載は略している。

※代官山は、令和6年8月1日から住居表示が新設されたため、代官山住居表示地域となる旧拝島町及び旧田中町内の刑法犯認知件数を含めている。

第4章 基本目標と基本方針

1 基本目標

安全で安心して暮らすことができる明るい地域社会を築くことはみんなの願いです。

このような地域社会を実現するためには、行政はもとより市民、自治会、事業者、防犯団体等がそれぞれの役割を果たし、警察や関係機関と協力・連携していくことが必要です。

市民をはじめ、昭島市を訪れる人々が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、安全・安心なまちづくりを推進します。

誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現

2 基本方針

基本目標の実現に向け、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の3つを基本方針とし、それぞれの具体的な施策に取り組むことにより、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

基本方針1 意識づくり

防犯に対する市民への情報提供や意識啓発を行い、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識や規範意識の高揚を図ります。

基本方針2 地域づくり

地域ぐるみの防犯活動により犯罪の防止を図るため、市民、警察その他関係機関・団体、行政が一体となった地域防犯力を高めるための推進体制づくりを進めます。また、市民や自治会などそれぞれの自主的な活動を活性化するための取組を推進します。

基本方針3 環境づくり

市民はもちろん、昭島市を訪れるすべての人が、「犯罪にあわない、犯罪を起こさせない」ための安全で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

施策の策定・実施にあたっての配慮事項

◆学校や福祉施設等における安全の確保

学校の管理者、福祉施設や福祉事業の運営者は、施設又は事業における子ども、高齢者、障害のある人などの安全の確保に努める。 (安全・安心まちづくり条例第6条)

◆子ども、高齢者や障害のある人などへの配慮

市や市民は、安全・安心まちづくりの推進にあたっては、子どもたちが健やかに成長するとともに、高齢者や障害のある人などが生活しやすい環境を実現することができるよう配慮する。

(安全・安心まちづくり条例第7条)

第5章 施策体系

1 施策体系

基本目標の実現に向け 3つの基本方針のもと、それぞれの具体的な施策に取り組むことにより、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

施策項目	取組項目
1 防犯意識の高揚を図るための活動	①防犯意識の広報啓発の実施 ②防犯情報の提供 ③防犯教室・講習会の実施 ④青色回転灯装備広報車による防犯パトロールの実施 ⑤青色回転灯装備広報車の貸出し ⑥高齢者見守りネットワーク事業 ⑦防犯活動団体への支援 ⑧家庭用防犯機器の購入費補助
2 学校・通学路等における子どもの安全確保	①防犯ブザー・ランドセルカバーの配布 ②小学生の下校時見守り放送の実施 ③安全教育の実施 ④セーフティ教室による講習会の実施 ⑤通学路合同安全点検の実施 ⑥通学路安全連絡員（ボランティア）の設置促進 ⑦スクールガード・リーダーによる巡回指導の実施 ⑧「ピート君の家」事業の推進 ⑨通学路への防犯カメラの設置・運用
3 防犯の視点を取り入れた環境づくり	①あいさつ運動の推進 ②非行少年を生まない社会づくり ③壁面等の落書き消去 ④路上の違反広告物の撤去 ⑤街路灯の維持管理 ⑥公園内における植栽のせん定等による見通しの確保 ⑦公園内における照明灯の適切な配置と照度の確保 ⑧自転車等駐車場における監視カメラの設置 ⑨街頭防犯カメラの設置・運用
4 犯罪抑止対策	①特殊詐欺に関する対策 ②自動通話録音機の普及促進 ③自転車盗に関する対策 ④侵入盗に関する対策

第6章 施策取組

1 防犯意識の高揚を図るための活動

項目	内 容	所管部署
防犯意識の広報啓発の実施	防犯意識の高揚を図るため、昭島警察署や昭島防犯協会と連携・協力し、定期的に駅周辺や商業施設などで防犯に関する周知啓発活動を実施します。 また、警視庁で情報発信している「特殊詐欺情報（デジポリス）」や昭島警察署からの情報により、市メール配信サービスを利用して防犯や犯罪に関する注意喚起を行います。	防災安全課
防犯情報の提供	市民の防犯意識の高揚を図るため、市内の犯罪の発生状況、特殊詐欺、ひったくり被害などの情報について、警視庁で情報発信している「特殊詐欺情報（デジポリス）」をもとに、市ホームページ、市メール配信サービス、X（エックス）等を用いて情報提供を行います。	防災安全課
防犯教室・講習会の実施	地域の団体等からの要望により、昭島警察署と連携を図る中で防犯教室や防犯講習会を開催し、防犯意識の高揚を図ります。	防災安全課
青色回転灯装備広報車による防犯パトロールの実施	児童・生徒の下校時間となる午後1時から5時頃を中心、青色回転灯を装備した広報車による防犯パトロールを実施し、犯罪の抑止を図るとともに、防犯啓発活動を推進します。	防災安全課
青色回転灯装備広報車の貸出し	地域防犯活動の推進を図るため、自主防犯ボランティア団体に対して回転灯装備広報車を貸し出し、地域の犯罪の抑止を図るとともに、防犯啓発活動を推進します。	防災安全課
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者の在宅生活を支えるため、市と地域包括支援センターを中心に、地域住民、協力事業者等との連携による見守り活動（高齢者見守りネットワーク事業）を実施します。	地域包括ケア担当
防犯活動団体への支援	犯罪のない明るい地域社会の実現を図るため、地域に密着した防犯パトロールや昭島警察署と連携して特殊詐欺被害防止などに取り組んでいる昭島防犯協会の活動を支援します。	防災安全課
家庭用防犯機器の購入費補助	住宅等の侵入盗の犯罪抑止や被害軽減を図るため、家庭での防犯対策の支援として、家庭用防犯機器購入費用の一部を補助します（時限事業）。	防災安全課

2 学校・通学路等における子どもの安全確保

項目	内 容	所管部署
防犯ブザー・ランドセルカバーの配布	子どもの安全対策の一環として、新入学児童（小学1年生）に対して、防犯ブザーとランドセルカバー（交通安全）を配布し、不審者に遭遇した場合に備えるとともに、交通安全意識の向上を図ります。	防災安全課、学務担当
小学生の下校時見守り放送の実施	児童の下校時の安全確保を図るため、小学校低学年の下校時間に合わせて、防災行政無線を利用して地域での見守りを呼び掛ける放送を実施します。	学務担当
安全教育の実施	小・中学校で生活安全、交通安全、災害安全について指導を行い、安全の保持・増進に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を目指します。	指導課
セーフティ教室による講習会の実施	小・中学校で実施しているセーフティ教室において、昭島警察署員や警察官OBを講師とした「非行・犯罪被害防止」のための講習会を実施します。	指導課
通学路合同安全点検の実施	通学路の安全対策を推進するため、毎年、3～4校ずつ学校、保護者、昭島警察署と市が合同点検を実施し、必要に応じて危険箇所の対策を実施するなど、各機関と連携を図り通学路の安全確保に努めます。	学務担当
通学路安全連絡員（ボランティア）の設置促進	子どもの登下校時の見守りを行うため、登録制の見守り活動のボランティアである通学路安全連絡員を配置し、危険な状況や場所等を発見したときは速やかに教育委員会に報告します。	学務担当
スクールガード・リーダーによる巡回指導の実施	地域ぐるみで学校の安全体制を確保するため、警察官OBをスクールガード・リーダーとして委嘱し、児童・生徒の登下校時の巡回指導、通学路及び学校周辺の危険箇所の把握、学校内外施設の安全点検の実施のほか、その他学校安全体制の整備に関する指導・助言を行います。	学務担当
「ピー君の家」事業の推進	地域ぐるみで子どもの安全を確保するため、児童・生徒が緊急時に助けを求めることができる協力者（自宅や事業所など）を「ピー君の家」として登録し、当該建物にプレートを掲示します。	学務担当
通学路への防犯カメラの設置・運用	地域の見守り活動を補完するとともに、犯罪等を抑止することを目的として、市内小学校の通学路に77台の防犯カメラを設置し、適切な運用を図ります。	学務担当

3 防犯の視点を取り入れた環境づくり

項目	内 容	所管部署
あいさつ運動の推進	青少年の健全育成活動の一環として実施している「あいさつ運動」を推進するため、あいさつ運動推進標語が書かれた「のぼり旗」を作成し掲示を行うとともに、あいさつ運動推進強調月間の際に、チラシやポスター等の掲示を行います。	子ども未来課
非行少年を生まない社会づくり	社会を明るくする運動の一環として、地域の皆さんと協力し、地域清掃（落書き消し）を行うとともに、青少年フェスティバルでの啓発活動や非行に関する講演会を開催し、青少年の意識の啓発を行います。	子ども未来課
壁面等の落書き消去	地域の美観や防犯意識の高揚を図るため、社会を明るくする運動の一環として、主要道路に面している塀や壁面等の落書きについて、ボランティアや昭島警察署と協力して消去作業を行います。	福祉総務課
路上の違反広告物の撤去	路上の安全な歩行空間を確保するため、ボランティアとなる違反広告物撤去協力員の協力を得る中で、路上に掲示等をされた違反広告物を撤去します。	交通対策課
街路灯の維持管理	街を明るくし、夜間における犯罪の発生を抑止とともに、交通の安全確保を図るため、LED街路灯の適切な維持管理に努めます。	交通対策課
公園内における植栽のせん定等による見通しの確保	公園内に死角や暗がりができるないようにするため、公園内の樹木や植栽等のせん定を適切に行い、死角の減少を図ります。	管理課
公園内における照明灯の適切な配置と照度の確保	各公園の状況を踏まえ、夜間等における照明灯の適切な照度を確保するため、照明灯の増設や灯具の改善等を行い、暗がりの減少を図ります。	管理課
自転車等駐車場における監視カメラの設置	各自転車等駐車場の状況を踏まえ、自転車盗難の抑止効果を高めるため、管理上必要な場合、監視カメラを設置します。	交通対策課
街頭防犯カメラの設置・運用	駅周辺や公園等における犯罪の抑止等を図るため、街頭防犯カメラを設置し適切な運用を図ります。また、市内公園内に街頭防犯カメラを増設し、更なる犯罪の抑止を図ります。	防災安全課

4 犯罪抑止対策

項目	内 容	所管部署
特殊詐欺に関する対策	警視庁で情報発信している「特殊詐欺情報（デジポリス）」をもとに、市ホームページや市メール配信サービスにより、市民に対して迅速に情報提供を行います。また、昭島警察署と連携して特殊詐欺防止を呼びかけ、防犯意識の高揚や被害の軽減を図ります。	防災安全課
自動通話録音機の普及促進	特殊詐欺等の犯罪被害防止を図るため、電話機の通話記録を自動録音することができる自動通話録音機を昭島警察署と連携し、65歳以上の方がいる世帯に無償貸与します。	防災安全課
自転車盗に関する対策	自転車盗に関する意識向上を図るため、昭島警察署が作成している「自転車盗に関する横断幕やポスター」を自転車等駐車場内に掲示を行います。また、盗難防止に向けたキャンペーン等の広報活動を実施します。	交通対策課
侵入盗に関する対策	個人宅等の侵入盗の犯罪抑止や被害軽減を図るため、家庭の防犯対策の支援として、家庭用防犯カメラを含む防犯機器購入費用の一部を補助します。また、防犯講話などを通じた被害防止広報の推進を図ります。	防災安全課

第7章 計画の推進

1 計画の推進に向けた各主体の役割等

誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、市、市民及び事業者、警察、関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携、協働して取り組むという認識のもと、安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。

(1) 市の役割

市は、安全で安心なまちづくりに係る市民の意識の高揚を図るため、広報及び啓発活動を行うとともに、市民の自主的な活動の促進及び支援を行います。

また、市の公共施設等に係る安全な環境の整備に必要な施策を実施します。

(2) 市民、事業者、土地建物所有者等の役割

市民等は、自らの生命、身体及び財産を守るとともに、安全で安心して生活することができるまちを実現するため、相互に協力し、積極的に取り組みます。

また、自らが所有や管理する土地及び建物その他の工作物について、安全な環境の整備に努めます。

(3) 都、警察等との連携

治安の維持や地域の安全対策の中心となる昭島警察署や東京都、他区市町村との連携をさらに推進します。

2 計画の推進体制

本計画は、昭島市安全・安心まちづくり条例第8条に基づき設置される「昭島市安全・安心まちづくり推進協議会」において進捗管理を行い、取組項目の実施状況を確認しながら推進します。

【昭島市安全・安心まちづくり推進協議会委員】

1	昭島市教育委員会
2	昭島警察署
3	昭島消防署
4	昭島市青少年問題協議会
5	昭島市民生委員・児童委員協議会
6	昭島市商工会
7	昭島市薬物乱用防止推進協議会
8	昭島市自治会連合会
9	昭島交通安全協会
10	昭島防犯協会

※昭島市安全・安心まちづくり推進協議会要綱より

資料編

1 昭島市安全・安心まちづくり条例

安全で、安心して生活することは、私たちすべての共通の願いである。

私たちは、今、生命、身体及び財産を守るため、防災、防犯等への取組はもとより、子どもたちが健やかに成長し、高齢者、障害者等が生活しやすい環境を実現するためにも、市民生活すべての分野にわたって、安全と安心を基本としたまちづくりへの取組を一層推進していかなければならない。

私たちは、市と市民との協働により、だれもが安全で、安心して生活することができるまちを築くために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体及び財産を守り、すべての市民が安全で、安心して生活することができるまちを実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全で、安心して生活することができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）は、市及び市民がそれぞれの役割を果たすとともに、その協働の下に推進されなければならない。

(定義)

第3条 この条例において「市民」とは、市の区域内に居住し、又は滞在する者、市の区域内において事業活動を行う者及び市の区域内に土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(市の役割)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 安全・安心まちづくりに係る市民の意識の高揚を図るための広報及び啓発に関する事項。
- (2) 安全・安心まちづくりに係る市民の自主的な活動の促進及び支援に関する事項。
- (3) 市の公共施設等に係る安全な環境の整備に関する事項。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民の参画を得るとともに、市の区域を管轄する関係行政機関及び市民の団体と連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るとともに、安全で、安心して生活することができるまちを実現するため、相互に協力し、積極的に取り組むものとする。

2 市民は、自らが所有し、又は管理する土地及びその建物その他の工作物について、安全な環境の整備に努めるものとする。

3 市民は、前条第1項の施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保)

第6条 市の区域内に学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）を設置し、又は管理する者及び市の区域内で社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業をいう。）を行う者は、当該施設又は事業における児童、生徒、高齢者、障害者等の安全の確保に努めるものとする。

(子どもたち等への配慮)

第7条 市及び市民は、安全・安心まちづくりに当たっては、子どもたちが健やかに成長し、及び高齢者、障害者等が生活しやすい環境を実現するよう配慮するものとする。

(協議会)

第8条 安全・安心まちづくりに関し必要な事項を協議するため、昭島市安全・安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

3 会長は、市長をもって充てる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

2 昭島市安全・安心まちづくり推進協議会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、昭島市安全安心まちづくり条例（平成16年昭島市条例第6号）第8条第1項の規定に基づき設置する昭島市安全・安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、別表に掲げる機関又は団体の推薦に基づき市長が委嘱する。

- 2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長1人を置く。
- 3 副会長は委員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、協議会の議長となる。

(意見の聴取)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求めて、意見を聴取することができる。

(市民等の参画)

第6条 協議会に自ら意見等を述べようとする者は、当該意見等を記載した書面を協議会に提出するものとする。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、前項の書面を提出した者に対して協議会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、防犯担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

推薦機関又は団体

昭島市教育委員会
昭島警察署
昭島消防署
昭島市青少年問題協議会
昭島市民生委員・児童委員協議会
昭島市商工会
昭島市薬物乱用防止推進協議会
昭島市自治会連合会
昭島交通安全協会
昭島防犯協会